

鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 3 月 11 日 (金) 第 293 号 の 7



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則 (※) (市町村課取扱い) 1
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則 (※) (デジタル推進課取扱い) 1

規 則

住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 6 号

住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行条例施行規則 (平成 27 年鹿児島県規則第 44 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 8 項を削り、同条第 9 項中「別表第 1 の 9 の項」を「別表第 1 の 8 の項」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 10 項中「別表第 1 の 10 の項」を「別表第 1 の 9 の項」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 11 項中「別表第 1 の 11 の項」を「別表第 1 の 10 の項」に改め、同項を同条第 10 項とし、同条第 12 項中「別表第 1 の 12 の項」を「別表第 1 の 11 の項」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 13 項中「別表第 1 の 13 の項」を「別表第 1 の 12 の項」に改め、同項を同条第 12 項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

.....

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 7 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則 (平成 27 年鹿児島県規則第 43 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 6 項を削り、同条第 7 項中「別表第 1 の 1 の項第 7 号」を「別表第 1 の 1 の項第 6 号」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 8 項を同条第 7 項とし、同条第 9 項から第 11 項までを 1 項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。